

防府市違対象物公表制度実施基準

平成30年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市火災予防条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)第48条の規定及び防府市火災予防条例等の施行に関する規則(昭和56年規則第47号。以下「規則」という。)第14条及び第15条の規定を執行するために必要な事項について定める。

(公表の予告)

第2条 規則第14条の第2項の規定による公表の対象となる違反があるときは、公表予告書(第1号様式)で、当該違反のある防火対象物の関係者に通知するものとする。

(公表の通知)

第3条 条例第48条第2項の規定による関係者への通知は、公表予定日の7日前までに、公表通知書(第2号様式)により当該関係者に通知するものとする。

(報告)

第4条 予防課長又は消防署長は、前条の通知から7日以上経過しかつ公表予定日を経過したときは、公表該当違反報告書(第3号様式)により、速やかに消防長に報告するものとする。

(公表の内容)

第5条 規則第15条第2項第3号の規定による消防長が必要と認める事項は、違反の公表日とする。

2 同条第1項の規定によるホームページへの掲載は、違対象物公表一覧表(第4号様式)とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

公表予告書

年 月 日

様

防府市消防長



下記防火対象物に係る違反について、本予告書を交付した日から防府市火災予防条例等の施行に関する規則第14条第2項に規定するものにあつては、14日を経過したにもかかわらず当該違反が認められるときは、防府市火災予防条例第48条第1項の規定に基づき公表することがあります。

記

1 公表する事項

防火対象物	名称	
	所在地	
違反の内容		
公表日		

2 公表の方法

防府市ホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

問合せ先

防府市消防本部 予防課 指導係

電話 0835-23-9902

防府市消防署 査察係

電話 0835-23-9908

第2号様式

公表通知書

第 年 月 日

様

防府市消防長



あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に公表予告書により通知した違反のうち、防府市火災予防条例等の施行に関する規則第14条第2項に規定する違反が、現に認められるものについて防府市火災予防条例第48条第1項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名 称	
	所在地	
違 反 の 内 容		

2 公表の方法

防府市ホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

備考

前記1の法令違反の内容を是正した場合は、問合せ先へ連絡してください。公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。

問合せ先

防府市消防本部 予防課 指導係
電話 0835-23-9902
防府市消防署 査察係
電話 0835-23-9908

第3号様式

防府市消防長 様

年 月 日

所属
階級 氏 名

公表該当違反報告書

対象物番号						
防火対象物の 名称・所在地	名称	(フリガナ)				
	所在地	(フリガナ)				
防火対象物の 状況	用途	構造	階層		規模	
			地上 地下	階 階	建 延	m ² m ²
公表該当違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備					
	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備					
	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備					
公表該当違反 に関する状況						
立入検査	立入検査実施日	立入検査結果 通知書交付日		前回の立入検査日		
公表	公表通知書交付日			公表予定日		
備考						

注 該当する□にはレを記入すること。

